

イタリアの社会保障制度の発展



I 1963年までの社会保険

社会保障は、すでに社会保険が存在していた国々でも、これから社会保険が整備されようとしている国々でも、世界中のすべての国々で政治、経済および社会の各方面で論議の対象となっている。

まえのカテゴリーに属する西ヨーロッパの国々では、社会保障の革新の努力がみられているが、ヨーロッパ共同体の制定による新しいヨーロッパが求めているものを考えると、予期した成果をあげているとはいえない。

他方、社会保障の恩恵をうけている人々にまで深く根を下ろしているような伝統的な社会制度が存在している国では、さらに新しい社会保障計画をつけ加えるのは容易なこと

ではない。

イタリアの「公的共済」*Prévoyance sociale*制度がまさにこの後者のものであり耳の痛くなるほどその改革が呼ばれてきた。現行の社会保険制度をみればわかるが、それらの間にはいちじるしい差異がある。たとえば、適用範囲は、まだある種の活動人口が未適用のまま残されているといったことで、給付水準も低く、診療にもさまざまな水準があり、ことに貧しい人々ほど保護が十分ではない。財源調達の面では、事業主の負担の重さが問題となり、また全住民の連帯感に訴える社会税の制定が労使双方から望まれている。

こうして、1963年に公的共済制度の改革を検討するための全国経済社会審議会が設置され、「経済5カ年計画」に組み込まれること

になった。

そこで、この改革について語るまえに、イタリアの社会保険の現況についてふれておこう。まず、社会保険の範囲は、疾病、労災・職業病、失業、廃疾、老齢および遺族年金、家族給付である。

医療保険制度は戦前にできたが、それは、

- 1) 被用者にのみ限られている。
- 2) 被用者間でも、給付水準は保険料と結びついているため、その給付水準に差異がある。

戦後、退職者、現役被用者を問わずすべての被用者を統合する目的で医療保険協会（INAM）が制定された。その保護範囲は家族を含み、財源はほとんどが使用者の負担となっている。

年金制度は、廃疾、老齢、遺族が一体となって一つの年金保険をなしており、次のような3つの段階を経過してきた。

- 1) 全被用者が加入し、財源は労使の折半負担で、国は定額拠出を行なっていた戦前の積立方式の制度
- 2) 戦後の激しいインフレーションにより

年金価値を実質貨幣価値にあわせるために賦課方式に切り換えられた。しかし、一部分「基礎年金」（戦前の制度によって計算される）に対しては積立方式が併用され、そのスライドは賦課方式による。この混合方式では、「基礎保険料」という本来の保険料とその3分の2が使用者の負担である「補足保険料」の2つの保険料からなっており、不足分は「年金均衡基金」によって補われる。

3) 第三段階は自営業者への適用範囲の拡大である。

老齢年金の支給開始年齢は、最低15年の被保険者期間を満たしていれば、女子55歳、男子60歳である。

廃疾年金は、稼得能力の喪失の場合に支給され、その喪失の程度によって給付額は異なり、肉体労働者では正常能力の3分の1、一般被用者では2分の1である。

家族給付は、家族扶養のための支出に対する所得保障である。手当金は給料とは関係なく、所定の所得上限内であれば、その配偶者、扶養する子および両親（男子60歳、女子55歳ま

たは廃疾の場合）に対して支給される。財源は使用者の拠出により、制度の運営は家族手当单一金庫が行なっている。

II 全国経済社会審議会の公的共済制度の改革案

1963年に全国経済社会審議会（C N E L）が設置されたとき、その第一の仕事は、社会保障にあてられるべき国民所得部分を決定することであり、ついで、現行制度の欠けている部分を補うことである。すなわち、

- a) 全活動人口に社会保険を適用する。
- b) 制度間の給付格差を統一する。

いまかりに、1961年の制度状況が変わらないとして、社会保障支出の将来推計を行なうと、1961年の2兆7,830億リラから、1970年で4兆2,390億リラ、1980年で5兆160億リラとなる。

ところで、

- a) 全国民に対する医療の完全な現物給付
- b) 給料の100%に相当する傷病手当、出産手当、労災手当金
- c) 給料の90%に相当する失業手当金

d) 自動的なスライドを行なうことによって実質給料の95%に相当する廃疾および老齢年金

e) 家族手当および遺族年金の額は、扶養すべき成人1人につき平均給料の30%，扶養すべき未成年者1人につき15%という仮定をもとに将来の支出推計を行なうと、1970年で7兆6,390億リラ、1980年で8兆6,220億リラとなる。国民所得の伸び率は1961年から1980年で年率6%とすると、1980年では社会保障支出は国民所得の30%に達する。

こうして、C N E Lは、段階的に次のような措置を採用することを提案した。

- 1) できるかぎり、所期の目標にあわせて国民所得の増加をはからねばならない。
- 2) 年金制度については、最終的には、最低保障するにふさわしい一定額を支給する国民年金制度に全国民を統合し、被用者については、この全国的制度に対する補足的制度によって、被保険者期間および給料に比例した給付を行なうことにする。医療については、全住民に対する国民健康サービスの制定を目標とする。

- 3) このための財源措置は次による。
- 国民年金制度は国の拠出
 - 補足年金制度は所得比例による労使の拠出
 - 国民健康サービスは国の拠出
 - 傷病手当金は所得比例による労使の拠出、自営業者については加入者の拠出と国庫補助金
 - 失業保険および家族手当は、給料に比例した拠出と国庫補助金

以上のような計画の達成をめざして、その第一段階の改革として、1965年の最低年金額とスライド係数の増額、定額の福祉年金のための基金が創設された。

しかし、これらの改革案の中でも、現在最も激しい論議の対象となっているのは、国民健康サービスである。このためには大規模な保健制度の改革整備が必要であり、またその財源調達も重大な問題であるからである。

ともあれ、各政党の意見の相違の間にあって、政府のとる態度は一貫性を欠いており、この社会保障の全体的改革達成の努力も、単なる夢物語となる可能性がある。

Dr. Franco Illuminati, "L'evolution du système italien de sécurité sociale", *Droit*

Social, décembre 1967, pp. 645~653.

(藤井良治 厚生省保険局)

ケースワーク事務の電算化



ケースワーカーの繁雑な事務の仕事を簡素化しようと多くの委員会や研究者が長い間努力してきた。クライエントに与える支給額を適切に決定すること、小切手の振出などは特に複雑な分野であり、これらの仕事はケースワーカーの全事務量の半分を占めていた。

1958年から、この仕事の分野を削減、または簡単にするための装置が検討はじめられ、数多くの電子計算機が試されたが、その結果 IBM 1410が使用されることになった。1962年の終わりには、電子的にデータを処理する施設(EDP)によって、平常取り扱われて

いるデータが数本の磁気テープに収録されたが、これは瞬間的に IBM 1410の記憶装置にとどめられた。

Yorkville の実験装置

ちょうどこのころ、複雑な国の財政計画を能率的に立案するために、電算機の記憶装置を利用しようと新しく研究委員会が組織された。そして1963年の初頭に、実験的な装置が Yorkville のセンターに設けられ、プログラムがセットされた。しかし、この計画は、その当時から現在まで続いている電算化熱から